

特集《意匠》

木ねじ事件

知財高裁 平成 20 年 5 月 26 日
平成 19 年(行ケ)第 10390 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 服部 光芳

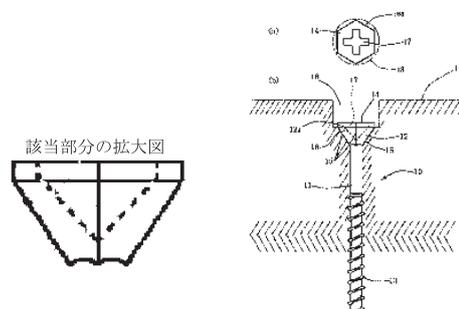


要約

部分意匠に係る登録意匠（木ねじの頭部）が無効審判と無効審決の取消し訴訟のいずれにおいても引用意匠（タッピンねじの頭部）に類似すると判断された事案である。取消し訴訟では、物品の類否，部分の類否，形態の類否についての争いがあり，部分の位置，大きさ，範囲についての争いはなかった。

(1) 概要

原告は下記の部分意匠の意匠権者であり，被告は本件登録意匠に対する無効審判の請求人である。原告は本件登録意匠が引用意匠に類似することを理由として無効審決を受けたため，その審決の取消しを求めた。知財高裁は，本件登録意匠に係る部分と引用意匠の当該部分が類似すると判断して原告の請求を棄却し，無効審決を維持した。



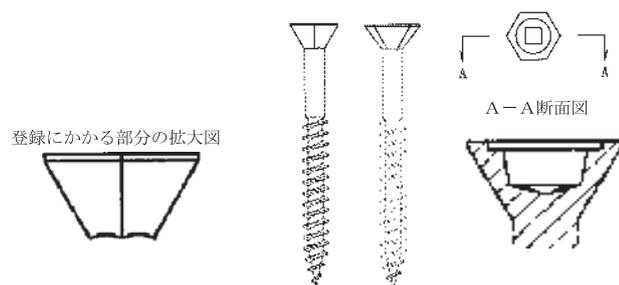
(2) 本件登録意匠と引用意匠

本件登録意匠は以下のとおりである。

意匠登録番号：第 1141607 号

意匠に係る物品：「木ねじ」

実線部分が意匠登録を受けた部分である。



引用意匠は下記の特許公開公報である。

特開平 10-37925 号公報

発明の名称：「ねじ，タッピンねじ及びドリルねじ」

(3) 争点

両意匠は，ねじの頭部である点，全体形状が概略正六角錐形状などで共通するが，下記①～⑤の点などにおいて相違するため，物品の類否判断，部分の類否判断，形態の類否判断において当事者間で争いがあった。①本件意匠登録に係る物品が木ねじであるのに対し，引用意匠に係る物品がタッピンねじである。②ねじの頭部の上面に設けられた駆動穴は，本件意匠登録では正方形穴であるのに対し，引用意匠では十字状穴である。③ねじの頭部の上端周囲の面取り部の幅と意匠の当該部分全体の高さの比に差がある。④ねじの頭部上面とねじの頭部下端の大きさの比に差がある。⑤本件意匠登録は駆動穴の周囲に浅い円形状のくぼみを有するのに対し，引用意匠は該くぼみを有していない。

(4) 結論

物品である木ねじとタッピンねじの類否（①）について原告は，接合の相手材の材質が相違する点，相手材の接合機能が相違する点などを理由に木ねじとタッピンねじが社会的に区別して認識されるものであると

主張した。しかし判決では、木ねじとタッピンねじは、ねじ自身でねじ切りができる点で共通し、構造と機能においてほぼ同じであるために物品として共通すると結論づけた。また(②に関連して)原告は、正形状穴を有するねじが強固なねじ締めが要求される特殊な接合に使用されるのに対し、十字状穴を有するねじは通常の日曜大工に使用されるため、両ねじの取引者又は需要者が異なると主張した。しかし判決では、いずれのねじも同様な接合作業に使用されるものであるため、原告の該主張は採用できないと結論づけた。

本件登録意匠に係る部分と引用意匠の当該部分の類否(②に関連)について原告は、ねじの頭部の駆動穴が正形状穴と十字状穴ではトルク伝達において機能上の相違があると主張した。しかし判決では、どちらの部分もねじの締め付けや緩めに用いられるねじの頭部であって用途及び機能において共通すると結論づけた。

形態の類否(②～④)について原告は、意匠の当該部分の各寸法(③④)の認定に誤りがあると主張した。しかし判決では、各寸法の認定は美感の共通又は差異をあらわす方法の一つであって、数値比較そのものを目的とするものではなく、各寸法に大きな相違はない。むしろほぼ同様の視覚的印象を与えるものであると結論づけた。原告は、上端周囲の面取り部の幅の差(③)を「僅かの幅」と認定したことに誤りがあると主張した。しかし判決では、いずれの意匠においても面取り部の幅は意匠の当該部分の全体と高さと比べて相対的に小さく、前記認定に誤りはないと結論づけた。また判決では、ねじの頭部上面とねじの頭部下端の大きさの比の差異(④)は、注視すれば気付く程度の差異であり、意匠全体の類否判断に殆ど影響を与えないと結論づけた。また原告は、両駆動穴(②)は単なるバリエーションで着目されるほどの差異でないとの認

定に誤りがあると主張した。しかし判決では、駆動穴は通常、十字穴、六角穴、四角穴の3種類が採用され、いずれの形状もねじの性質上極めてありふれた形状であり、取引者又は需要者の注意を引く部分とはいえないと結論づけた。かくして判決では、両意匠の当該部分全体の形態は、共通した基調を形成するために類似すると判断された。

(5) 実務に役だつと思われるポイント

本事件では、部分意匠の特有となる判断はほとんどなかった。しかし部分意匠を意識した意匠の認定方法が参考になった。例えば判決では、部分の機能・用途を詳細に検討し、特徴部分の意匠全体に対する寸法比を意識した両意匠の類否判断を行っている。特徴部分の意匠全体に対する寸法比は、意匠対象が物品全体の場よりも物品の部分において大きくなる。そのため判決では「僅かな」等の表現を否定しないものの「相対的に小さい」等の表現を採用している。そのため原告は、訴訟でほとんど主張していなかった上記⑤を強く主張することも一対応として考えられ得る。なお⑤に関して無効審判では、駆動穴の周囲の浅い円形状のくぼみは製造上形成される圧痕であって周知の形状であり、看者の注意を引く部分ではないと判断された。しかし浅い円形状のくぼみと他の構成要素の組み合わせによって全体として新規な美感をもたらすと主張は、訴訟において一対応であったと思慮され得た。

また本判決では、物品の類否に関して機能と用途を判断し、同時に需要者についても判断している。意匠の類似の判断は需要者によってなされることを考慮すると(意匠法24条)、本件のように機能用途のみならず需要者の議論も重要であることが確認され得た。

(原稿受領 2010. 12. 21)